介護施設等における看取り環境の整備推進(新規)

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保**を目的として行う施設の改修費について補助する。

(補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ◆ 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

(最大補助単価)

1施設あたり

350万円



<改修前の例>





<改修後の例>



(補助要件)

O 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養 や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、介

護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。

(補助対象事業所)

- 通所介護事業所
- 短期入所生活介護事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(最大補助単価)

1事業所あたり

102.9万円

(補助要件)

O 共生型サービスの指定を受けること。

<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修(障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える)





<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。







介護職員の宿舎施設整備(新規)

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補** 助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

(補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

(補助率)

1宿舎あたり

1/3



(補助要件)

- O 介護職員1人あたり33㎡を基準とする。
- 整備した宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 令和5年度までの実施。

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

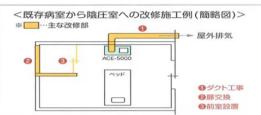
介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。

■補助内容

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- I 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- Ⅱ 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助







■補助上限額 1施設あたり、I:432万円×設置台数

Ⅱ:4,000円×整備居室の面積(㎡)